

神戸市商店街等街路灯電力料補助要綱

昭和44年6月23日局長決定
最終改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、神戸市商店街および小売市場の発展と安全の確保のため、商店街街路灯に対する電力料補助金（以下「補助金」という）を交付するに必要な事項を定めるものである。

(補助対象)

第2条 補助金は地域的に組織する商店街および小売市場（任意団体を含め以下「団体」という。）において設置管理する街路灯のうち、終夜点灯するものの電力料の一部にあてるため、当該団体に対して交付する。ただし、個別店舗の照明または広告を兼ねると認められる街路灯は除くものとする。

2 団体が設置管理する街路灯とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) アーチ（照明付）
- (2) 日よけ（照明付）
- (3) 街路灯（道路上の独立柱）
- (4) アーケード（照明付）

(補助金額)

第3条 補助の額は、毎年度予算の範囲内において、年度あたり2,000円に街路灯数を乗じた額とし、アーチ、日よけ、アーケードについては、次の各号に定める換算方法を用いて街路灯数に置き変えるものとする。

- (1) アーチは、道路を横断するものを2灯とし、そうでないものは1灯とする。
- (2) 日よけ及びアーケードは、100㎡あたり1灯とする。
(物件の総面積が100㎡以下の場合1灯とし、超える場合は四捨五入とする。)

(補助要件)

第4条 補助対象となる街路灯は次の各号の要件を備えるものでなくてはならない。

- (1) 公道上に設置され道路占用許可を受けたもののほか、団体の店舗に面する道路及び敷地内通路のうち、土地の所有者等がその権限に基づいて終日来客者や一般交通の用に供しているものの上に設置されたものであること。
- (2) 街路を明るくし、犯罪の防止、交通の安全に役立つと認められ終夜点灯するものであること。
- (3) 団体において電力料を負担しているものであること。ただし、建設局が行う神戸市街灯助成金の交付を受けているものについては補助対象外とする。
- (4) 適切な維持管理が常に行われていること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 街路灯電力料補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 道路占用料支払状況
- (3) 組合員名簿
- (4) 電力会社等の領収済証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第6条 市長は補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第7条 団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助団体に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第5号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和44年 6月23日から施行する。

この要綱は平成12年 4月 1日から施行する。

この要綱は平成17年10月 1日から施行する。

この要綱は平成18年10月 1日から施行する。

この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。